

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和3年6月30日
荒尾市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		荒尾市 上井手、府本 平山	無	平成29年度 ～令和3年度	万菜村
		○		荒尾市 川登、高浜、 牛水、野原、 蔵満、平山、菰 屋	無	令和2年度 ～令和6年度	荒尾自然環境 保全農業 研究会
		○		荒尾市 樺、上平山	無	令和2年度 ～令和3年度	小岱山みか ん生産組合